

農業農村整備事業における概算発注方式試行要綱

平成31年2月 7日

整 ー 2006

(目的)

第1条 この要綱は、秋田県農林水産部所管の農業農村整備事業において、発注の集中による設計積算業務の効率化を図り、かつ入札参加者の過度な事務負担を軽減するため、概算発注方式により工事を発注する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において概算発注方式とは、概算金額を含めた工事価格により予定価格を算出し、これにより入札を行い、工事契約締結後に詳細数量及び積算単価の決定を行った上で変更契約を行う方式をいう。

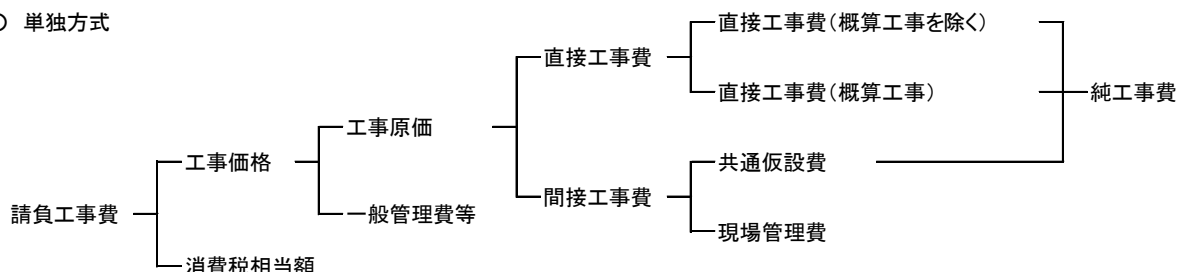
- 1 概算金額とは、次の各号のいずれかに該当する金額をいう。
 - 一 当初設計の数量を概算数量とし、これに積算単価を乗じて算出した金額
 - 二 当初設計の数量を詳細数量とし、これに概算単価を乗じて算出した金額
 - 三 当初設計の数量を概算数量とし、これに概算単価を乗じて算出した金額
- 2 詳細数量とは、実施設計等の成果品により算出された設計数量をいう。
- 3 概算数量とは、次の各号のいずれかに該当する数量をいう。
 - 一 構想設計又は基本設計等の成果品に基づき算出された設計数量
 - 二 実施設計等の成果品に基づく詳細数量を参考に算出された設計数量
 - 三 当該若しくは類似工事の実績等に基づく位置図、平面図、標準図（配置図、区画割図、断面図、構造図等）により算出された設計数量
 - 四 統計処理により算出された設計数量
- 4 積算単価とは、次の各号のいずれかに該当する単価をいう。
 - 一 「農業農村整備工事標準積算基準書（秋田県農林水産部）」に基づき算出された施工単価
 - 二 前号以外の他部・他省庁の積算基準等に基づき算出された施工単価
 - 三 「見積書の依頼に関する要領（秋田県建設部）」に基づき決定された資材単価
- 5 概算単価とは、特定の条件（歩掛期、単価期、現場条件等による補正）を前提に算出された積算単価で、次の各号のいずれかに該当する単価をいう。
 - 一 全県統一の条件を設定し、これにより算出された積算単価
 - 二 地域又は地区ごとに一定の条件を設定し、これにより算出された積算単価
 - 三 その他別途定めた単価

(請負工事費の基本構成)

第3条 請負工事費の基本構成は、次の各項のとおりとする。

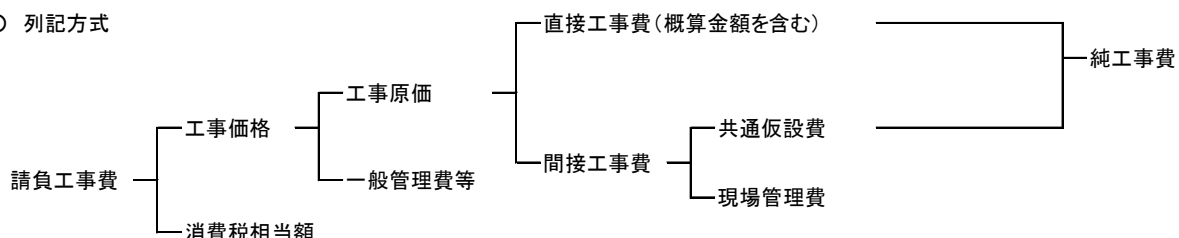
1 単独方式とは、詳細数量及び積算単価に基づいて積上げ積算した主な工事に、同一地区かつ同一工種で概算金額を積上げ積算した工事（以下「概算工事」という。）を加えて発注する方式で、次の基本構成とする。

○ 単独方式



2 列記方式とは、同一工事の中で詳細数量と積算単価で算出された金額と概算金額を列記し、積上げ積算して発注する方式で、次の基本構成とする。

○ 列記方式



(対象工事)

第4条 概算発注方式により発注できる工事は、次の各項のとおりとする。

1 単独方式は、次の各号の全てに該当する工事とする。

一 区画整理工事が主な工事で、別に概算工事があり、当初の直接工事費に占める概算工事に係る費用の割合が一定規模以内であり、工事全体の進捗に影響を及ぼさないと判断される工事

二 工事契約日から概算工事の工事着手日までの間（以下「概算工事余裕期間」という。）に概算工事の建設機械及び建設資材調達等の準備期間を確保することができる工事

三 概算工事余裕期間内に概算工事に係る当初の詳細数量及びその根拠となる設計図を提供することができる工事

四 構造計算若しくは安定計算が必要な工種を含む工事にあつては、概算工事余裕期間内に設計照査を完了することができる工事

五 土地使用、用地取得、一時転用及び物件移転補償等（以下「用地補償関係」という。）が必要な工種を含まない工事

六 道路管理者、河川管理者及び鉄道管理者等との対外協議（以下「対外協議」という。）が必要な工種を含まない工事

2 単独方式において概算工事余裕期間内に用地補償関係が解決若しくは対外協議が成立する見込みがあるときは、前項第五号又は第六号の規定に関わらず対象工事として見なすことができる。

3 列記方式は、次の各号の全てに該当する工事とする。

一 年度末に発注する区画整理工事

二 工事契約日の翌月末までに概算金額に係る詳細数量及びその根拠となる設計図を提供することができる工事

三 構造計算若しくは安定計算が必要な工種を含む工事にあつては、工事契約日の翌月末までに設計照査を完了することができる工事

(当初設計書の作成)

第5条 当初設計書の作成にあつては、次の各項のとおりとする。

1 単独方式は、次の各号により行うものとする。

一 直接工事費の積算において、詳細数量及び積算単価に基づいて積み上げ積算した直接工事費と概算金額を積み上げ積算した直接工事費が明確に区別できるように行う

二 工事内容説明書において、概算発注方式の対象となる概算工事が含まれていることを明記する

三 概算工事に係る図面は、参考図として扱うものとし、概算工事の範囲が明確に区別できるように明記する

四 特記仕様書において、概算工事で使用する材料を通常の方法と分けて明記する

五 現場説明書において、概算工事に関連する詳細数量及びその根拠となる設計図の提供を工事打合簿で行い、その後速やかに契約変更を行うことを明記する

六 現場説明書において、概算工事に関連する詳細数量及びその根拠となる設計図を提供する期日を明記する

七 現場説明書において、用地補償関係又は対外協議が含まれる場合は、その内容及び期日を明記する

八 仮設費及びその必要な経費については、想定できる範囲で最大限計上する

九 数量総括表において、概算工事の範囲が明確に区別できるように明記する

2 単独方式において概算工事余裕期間を見込んでいる場合は、「余裕期間設定工事に関する農林水産部運用について」に準じて工事費の積算を行うこと。

3 列記方式は、次の各号により行うものとする。

一 直接工事費の積算において、詳細数量と積算単価で算出された金額と概算金額を明確に区別する

二 工事内容説明書において、概算金額が含まれていることを明記する

三 設計図において、概算金額を用いた箇所が明確に区別できるように明記する

四 特記仕様書において、概算単価の内訳と概算数量のうち、変更が想定される材料を通常の方法と分けて明記する

- 五 現場説明書において、概算金額に関連する詳細数量及びその根拠となる設計図の提供を工事打合簿で行い、その後速やかに契約変更を行うことを明記する
- 六 現場説明書において、概算金額に関連する詳細数量及びその根拠となる設計図を提供する期日を明記する
- 七 数量総括表において、概算金額を用いた範囲が明確に区別できるよう明記する

4-9 閲覧する参考図書において、適用した概算単価は一覧表にて金額を問わず原則公表すること。

(詳細数量及び設計図の提供に伴う変更設計書の作成)

第6条 変更設計書の作成については、次の各号により行うものとする。

- 一 設計変更に必要な詳細数量及びその根拠となる設計図については、別途実施設計等業務委託の発注により提供することを原則とする
 - 二 単独方式における軽微な工種において、受注者の着手前調査又は測量等の成果により作成された数量又は図面が適正なものと判断できる場合には、前号の規定によらずこれを採用することができる
 - 三 単独方式における仮設工事において、任意仮設であっても概算工事費としたものにあつては、適正な数量及び積算単価により設計変更を行う
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、工事打合簿により受注者と協議を行うとともに、対応可能な期日を通知すること。
- 一 やむを得ず前条第1項第六号又は前条第3項第六号により現場説明書に明記した期日までに詳細数量及びその根拠となる設計図が提供できない又はそのおそれがある場合
 - 二 やむを得ず前条第1項第七号により現場説明書に明記した期日までに用地補償関係が解決できない又はそのおそれがある場合
 - 三 やむを得ず前条第1項第七号により現場説明書に明記した期日までに対外協議が成立できない又はそのおそれがある場合

(詳細数量及び設計図の提供に伴う変更契約)

第7条 変更契約においては、次の各号により行うものとする。

- 一 概算工事に関連する詳細数量及びその根拠となる設計図の提供について、工事打合簿により受注者と協議を行う
 - 二 前号により協議を行った場合は、速やかに設計変更の手続きを行うことを原則とする
 - 三 詳細数量及びその根拠となる設計図の提供日を複数期日で指定した場合は、その都度、遅滞なく設計変更の手続きを行うことを原則とする
- 2 前項第三号の複数期日を指定した場合であっても、工事全体の進捗に影響を及ぼさないと判断される場合には、工事打合せ簿により受注者と協議を行い、次の各号のいずれかにより設計変更の手続きを行うことができる。
- 一 指定したいずれかの期日以降に手続きを行う

二 軽微な工事の場合は、工期の末に手続きを行う

3 変更契約時における積算単価は、列記方式を除き第1項第一号により詳細数量及び設計図面を確定した時点の単価期を適用する。

(施工計画書)

第8条 概算数量に関わる内容については施工計画書に記載せず、詳細数量受領後に記載するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項について別途定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成31年2月12日から施行する。

附 則 (令和5年2月8日 整-2130 一部改正)

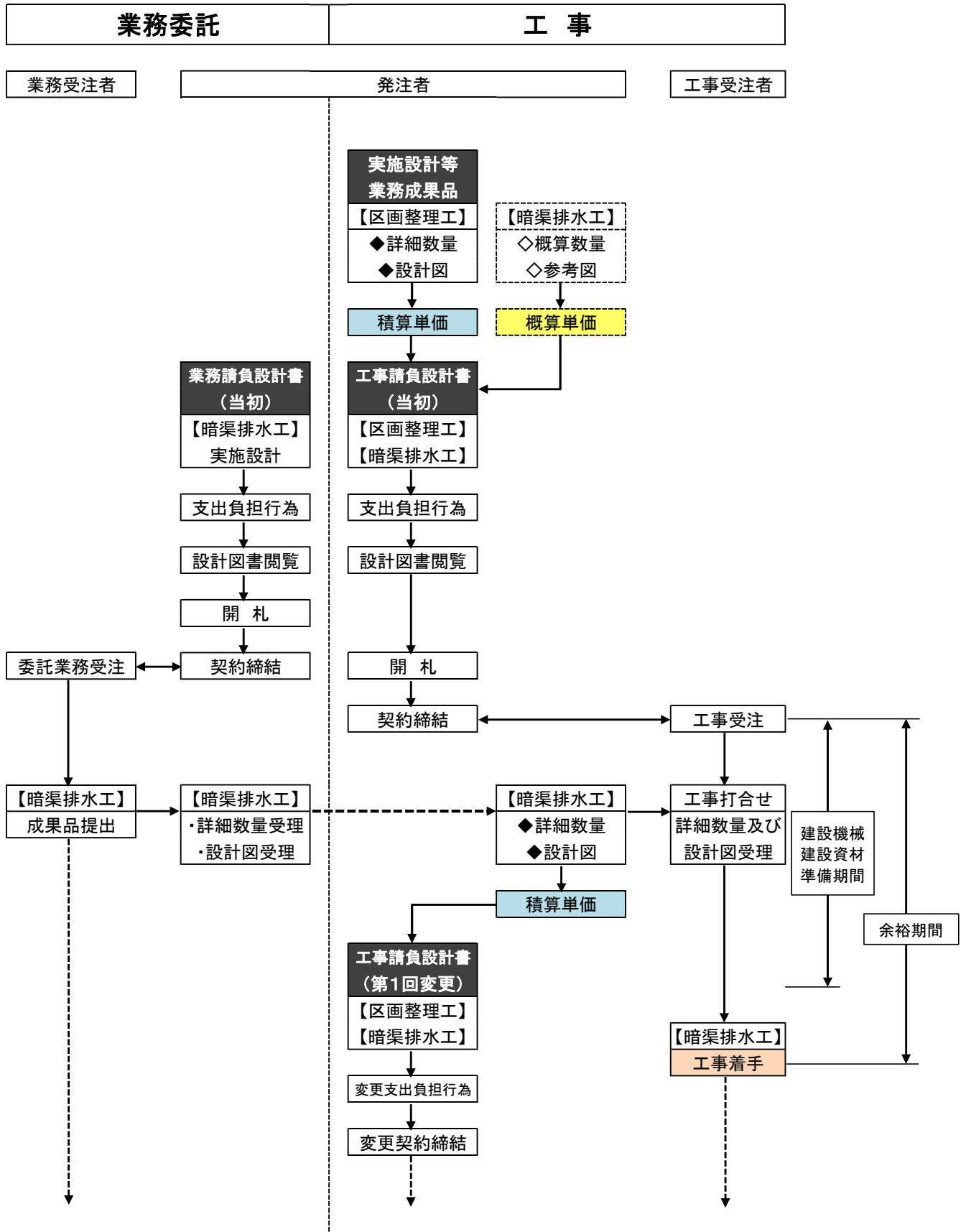
この要綱は、令和5年2月13日から施行する。

附 則 (令和6年2月5日 整-1841 一部改正)

この要綱は、令和6年2月9日から施行する。

概算発注方式による工事発注フロー(1)

※ 単独方式



概算発注方式による工事発注フロー(2)

※ 列記方式

